

## ○介護サービスの事業者指定に係る審査手続に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱」(平成17年京都府告示第389号。以下「指定審査要綱」という。)に定める協議、申請及び届出に係る提出書類について定めることを目的とする。

(事前相談に係る提出書類)

第2条 指定審査要綱第4条第1項の規定による居宅事前相談票は、様式1によるものとする。

2 指定審査要綱第12条第1項の規定による施設事前相談票は、様式2によるものとする。

(指定申請に係る提出書類)

第3条 指定審査要綱第5条第2項、第13条第2項規定による添付書類は、様式3から様式10によるものとする。

2 指定審査要綱第9条の規定による指定申請内容変更の届出に係る書面は、様式11によるものとする。

附 則

この要領は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。